

【利用者の条件】

Q1 どのような人が利用できるのですか？

- ① 市内に住所があること。
- ② 妊娠出産前後において育児や家事が大変で余裕が持てない人や家事や育児を手伝ってくれる人がいない人が利用できます。

※①②とも該当する方になります。

Q2 同居家族に祖父母はいますが、仕事や病弱で手伝えない場合は派遣できますか？

できます。

手伝ってくれる人がいない方と判断して育児ヘルパーを派遣します。

Q3 先日、石巻市に転入してきました。育児ヘルパーサービスを利用できますか？

利用できます。

ただし、前年度のお住まいの市町村からの課税証明書等の提出をお願いします。

【利用方法】

Q4 利用者の期間は？

母子健康手帳交付後から、産後6か月の前日まで利用できます。

Q5 母子健康手帳交付時に申し込みをし、生まれてから利用してもいいですか？

利用できます。

申し込みしておいて、生まれてからの利用もできます。

ただし生後6か月の前日までの利用になります。

Q6 申請後、どの位でサービスを利用することになりますか？

サービス利用前に、実態把握の訪問調査を行ってからの利用になりますので、おおよそ2週間程度かかります。

Q7 申し込みしていたのに、利用しないことになってかまいませんか？

かまいません。

例えば、家族状況が変わって余裕ができ、育児や家事を手伝ってくれる人ができたなどの利用変更にも応じますので、お申し出ください。

Q8 利用回数は？

20回までになります。多胎の場合は30回になります。

Q9 20回まで使わなくていいですか？途中でやめてもいいですか？

かまいません。サービス内容の変更や中止は、育児ヘルパーに伝えてください。

Q10 1日の利用時間や回数は？

1回2時間まで利用できます。1日2回まで利用できます。

最長4時間まで利用できる計算になります。回数は2回使ったことになります。

Q9 利用時間は？

原則午前9時～午後5時までになります。

Q11 朝9時前の利用はできますか？

事業者にご相談し可能であればできます。

Q12 訪問曜日は？

月曜日から金曜日です。土日、祝祭日は休みになります。

Q13 利用料金はどのように支払うのですか？

訪問した育児ヘルパーに支払います。

支払いの際に領収書、印をいただいでください。

【事業者について】

Q14 ヘルパー事業所は自分で選ぶことができますか？

委託している育児ヘルパー事業所には、担当区割りをしているので、自由に選ぶことはできません。

【キャンセル】

Q15 キャンセルの仕方を教えてください。また、キャンセル料金は発生するのですか？

利用予定前日の午後5時までに市役所子育て支援課(95-1111 内線2554)に連絡してください。「連絡がない」又は「利用予定前日の5時までに連絡できなかった場合」は、キャンセル料は発生しませんが、回数は1回利用したことになりますので、ご注意ください。